

相談する前には、各問合せ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目	日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
暮らしの なんでも行政相談	10月9日(水)、 23日(水)	9:00 ～正午	市役所2階 会議室7、8
	10月22日(火)	9:30 ～正午	西部老人センター ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員3人程度
	10月24日(水)		網津防災センター
行政書士相談 (要予約)	10月11日(金)、11月8日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話かホームページから申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員5人
年金相談 (要予約)	10月3日(水)、17日(水)、 11月7日(水)	10:00～15:00	福祉センター ☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503
自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
司法書士相談 (要予約)	10月24日(水) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
宇土 ふれあい 福祉 相談所	ふれあい 福祉相談	毎週水曜 13:00～16:00	宇土市社会福祉協議会 【申込不要】 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756 【申込必要】 法律相談の予約受付は毎月1日から8人まで ※初回の人優先 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	
	法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	
	不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111(内線433)
家庭・ 子ども	こころの健康相談 (要予約)	10月10日(水) 14:00～16:00	宇城保健所 相談室 ☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 8:30～17:15	子育て支援課 こども家庭センター ☎子育て支援課 こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
	ヤングテレフォン	月曜、水曜 13:00～17:00	電話かメールによる相談 ☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ☎(23)5266 宇土・走漏担当 ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
就労	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 9:30～17:00	市役所別館2階 ☎地域職業相談室 ☎(26)1003
	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 10:00～17:00	宇城地域振興局1階 (松橋町久具400-1) ☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

令和6年度 新たに住民税非課税となる世帯への 給付金の申請はお済ですか？

☎福祉課 臨時給付金担当窓口 ☎(22)1111(内)903・1001

申請期限を延長しました！

延長後の申請期限は**10月31日(木)**です。※当日消印有効

【重要】 令和5年度物価高騰対応臨時給付金(7万円)または均等割のみ課税世帯臨時給付金(10万円)の支給対象世帯は対象外です。※住民税非課税世帯などに2回目の給付金が支給されるものではありません。

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への給付金 ※8月中に通知済み

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

▶給付額: **1世帯当たり10万円**

令和6年度新たに均等割のみ課税となる世帯への給付金 ※8月中に通知済み

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割のみが課税である世帯または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

▶給付額: **1世帯当たり10万円**

子ども加算臨時給付金 ※8月から順次通知中

▶支給要件: 令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

▶給付額: **児童1人当たり5万円**

※住民税が課税されている人の扶養親族などで構成される世帯は対象外です。

※各種給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

⚠️ 消費者トラブル注意報

残りわずか？焦らせて購入させるネット通販のわな

☎市消費生活センター ☎(23)3251
☎消費者ホットライン ☎188

事例1

タイムセールをしている通販サイトを見つけた。残り時間のカウントダウンを目にして気持ちがあおられて焦り、約1万円の衣類を購入した。しかし、翌日同じサイトを見ると、またタイムセールをしていた。毎日しているなら慌てて買うことはなかった。(60歳代)

事例2

ドライブレコーダーを買おうと思いネット検索していたところ、安値で販売しているサイトを見つけた。「残りわずか」と表示されていたため急いで注文し、代金を振り込んだ。しかし、2週間経っても商品が届かず、メールを送っても返信がない。(60歳代)

ひとこと助言

★ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」などと表示され、慌てて購入してしまうことがあります。これは、消費者を焦らせて購入に誘導している手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意しましょう。ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号などをよく確認して購入しましょう。

不安に思ったなら、振り込む前にお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください(消費者ホットライン188)。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。